

○宇宙基本法の施行期日を定める政令（平成二十年政令第二百五十号）

内閣は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

宇宙基本法の施行期日は、平成二十年八月二十七日とする。